

徳島県告示第三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和四年一月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 解除に係る保安林の所在場所
海部郡海陽町平井字保勢一―二の一
- 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅